



一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設には、危険物を取り扱うために必ず危険物取扱者を置かなければいけません。

危険物取扱者は、危険物施設において一定数量以上の危険物を取り扱うために必要な資格です。

○試験の詳細等は一般財団法人消防試験研究センターの [ホームページ](#) をご覧ください。

○受験申し込み方法

書面申請の受験願書は、消防本部予防課および管内の消防署、分署、出張所で配布しております。お渡しする試験案内に従い、お申し込みください。

電子申請をされる方は、電子申請案内を確認し手順に従い、お申し込みください。

電子申請は [こちら](#) から

※令和6年5月1日から試験手数料が改定されました。

以前に配布していた書面申請の試験案内、受験願書は使用できませんのでご注意ください。



【お問い合わせはこちらへ】

新発田地域広域事務組合消防本部予防課

電話 0254-22-8096

メール syobouka@shibata-kouiki.jp